

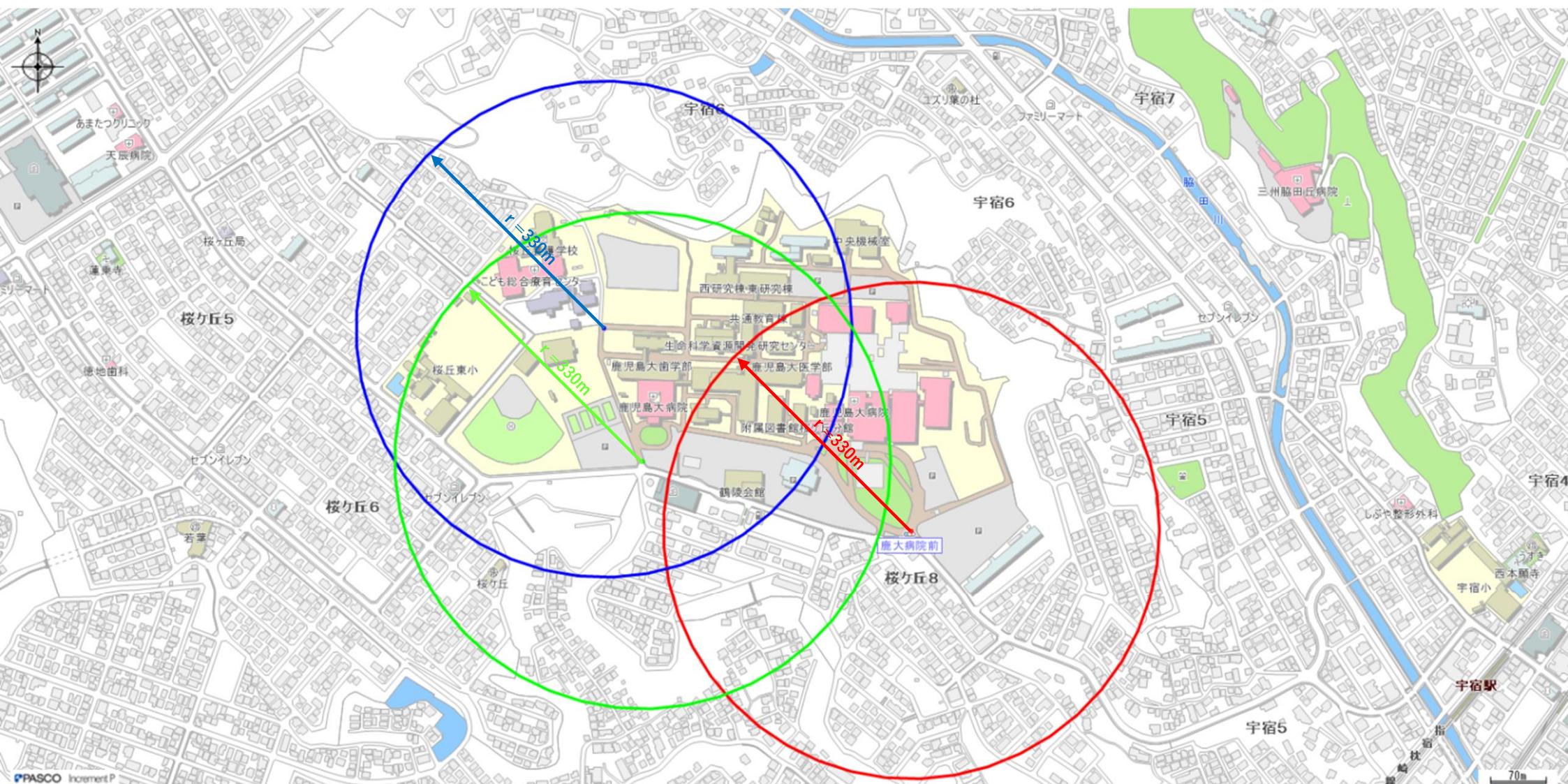
特殊事情入構許可申請に関するガイドライン

申請理由	特殊事情	基準	確認方法 (いずれかの資料を提出)	許可期限 (最長年度末まで)
1.身体上の理由	障害者	障害者手帳交付者	・障害者手帳の氏名がわかる部分の写し	雇用及び労働期間中
	持病持ち	自己申告又は医師の証明	・診断書等持病の内容を確認できる書面又はその写し ・診断書等の取得が困難な場合はA4縦にて自己申告書を作成し提出（申告書の書式は自由）	雇用及び労働期間中
	妊娠	母子手帳交付者	・母子手帳の写し（出産予定日がわかる箇所）	出産予定日の翌月まで
徒歩5分（基準点より330m）圏内に居住されている場合、以下2～6項の如何なる理由においても許可しない 別図「入構許可の距離制限範囲図」参照				
2.早朝・深夜出勤	公共交通機関が利用できない時間帯での出退勤	恒常的なものに限る	・前月の勤怠実績が確認できる書面又はその写し（※） ・雇用主等からの勤怠命令が確認できる書面又はその写し	雇用及び労働期間中
3.家庭上の理由	子供の送迎	子供の在園証明	・在園証明書（別添様式あり）	・雇用及び労働期間中 ・子供の在園期間中
	家族の介護	障害者手帳交付者・自己申告・医師の証明	・介護する家族の障害者手帳の写し ・介護する家族の診断書等又はその写し ・診断書等の取得が困難な場合はA4縦にて自己申告書を作成し提出（申告書の書式は自由）	雇用及び労働期間中
4.業務上の都合	緊急時の呼出し	恒常的なものに限る	・オンコール対応の勤怠実績を確認できる書面又はその写し	雇用及び労働期間中
	教育研究活動のため外部施設への往来	恒常的なものに限る	・外部施設の往来を確認できる書面又はその写し	雇用及び労働期間中
	外勤のため	恒常的なものに限る	・兼業許可申請書の写し（ご自身で保管されていない場合は病院労務管理係・医歯研人事係へお問い合わせください）	雇用及び労働期間中
	業務上、深夜帰宅が多い	恒常的なものに限る	・前月の勤怠実績が確認できる書面又はその写し（※） ・雇用主等からの勤怠命令が確認できる書面又はその写し	雇用及び労働期間中
5.居住地の都合	夜道が暗く危ない	深夜帰宅が恒常的なものに限る 徒歩5分（約330m）圏外	・前月の勤怠実績が確認できる書面又はその写し（※） ・雇用主等からの勤怠命令が確認できる書面又はその写し	雇用及び労働期間中
6.その他	その他については申請事情毎に都度判断			

（※）教職員は、勤怠システムより出勤簿を印刷し添付すること

入構許可の距離制限範囲図

基準円内（徒歩 5 分、半径 330 m）は身体上の理由以外は如何なる理由においても入構を許可しない。



【基準円の起点（基準点）】徒歩で入構できる団地の出入口を起点とする

- ・赤○：鹿大病院交差点
- ・青○：G ゲート前交差点
- ・緑○：歯学部ロータリー前交差点

通園（在園）証明書

申請日 令和 年 月 日

申請者氏名 _____

申請者住所 _____

下記の園児について、通園（在園）していることを証明いたします。

園児名 _____ (申請者との続柄： _____)

生年月日 令和 年 月 日 _____

通園（在園）開始 令和 年 月 日から _____

記載日 令和 年 月 日

施設名 _____

施設住所 _____

施設長名 _____ 印

※上記個人情報については、駐車場管理以外の目的に使用したり、第三者に提供・開示いたしません。